

使用済製品等のリユース促進事業研究会（第8回）  
議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：平成24年8月27日（月） 10:00～12:00

場所：TKP 東京駅ビジネスセンター1号館 ホール5A

(2) 議事

- 1) 平成23年度事業の成果のとりまとめについて
- 2) 平成24年度の実施内容について
- 3) 市町村における使用済み製品リユースモデル事業
- 4) 新たな循環型社会推進基本計画におけるリユース指標について
- 5) 今後のスケジュール

(3) 出席委員

三橋規宏（座長）、小野田弘士、加藤正、佐々木五郎、杉研也、田崎智宏、手塚一郎、  
波多部彰、服部美佐子、藤田惇（以上、敬称略）

(4) 欠席委員

佐々木創、長沢伸也、長谷川拓（以上、敬称略）

(5) モデル事業 実施地域（オブザーバー）

小嶋政道（安城市）、伴則幸（大府市）、丸山理佳、河原大樹（泉大津市）  
高梨光之、谷あずさ、山岡誠、狩野修（町田市）

(6) 配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 平成23年度使用済製品等のリユース促進事業 報告書（概要版）

資料3 平成24年度使用済製品等のリユース促進事業の概要

資料4 市町村における使用済製品リユースモデル事業について（申請書）

- 1 愛知県安城市・大府市
- 2 大阪府泉大津市
- 3 東京都町田市

資料5-1 新たな循環基本計画におけるリユース促進に関する指標について

資料 5-2 使用済製品等のリユース促進に関する指標（たたき台）

資料 6 今後のスケジュール

参考資料 1 第 7 回 使用済製品等のリユース促進事業研究会 議事概要

参考資料 2 第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）（抄）

参考資料 3 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について

参考資料 4 第二次循環型社会推進基本計画（平成 20 年 3 月）

参考資料 5 田崎委員ご提供資料

## （7）その他

会議は非公開で行われた。

## 2 . 議事概要

### 【事務局（環境省 永島室長）】

- ・ 8 月 10 日からリサイクル室長に循環型社会推進室長との兼務で就任した。
- ・ 今年度に見直しを行う第 3 次循環型社会形成推進基本計画において、各取組みの指標が重視されている。リユースについても、どのような指標を設けるかを焦点としており、本研究会でも議論していただきたい。
- ・ 2R は、どのように社会への定着を図るかが重要であり、本研究会に参加されているモデル事業に取り組む自治体の方や、リユース業に携わっている方が具体的な取組の形を見せることによって、定着していくことを期待する。

### 【事務局（環境省 鍋谷室長補佐）】

（出席者の確認、配布資料の確認の上、以降の議事進行を三橋座長に依頼）

### 【三橋座長】

- ・ 地方自治体では 3R の取組みが循環型社会づくりの事業の中心となっており、リユースをどのように普及するかについて関心が集まっている。また一般消費者も、節電意識の高まりに合わせて、できるだけ使えるものは長く使いたいという動きが活発になっている。
- ・ 本研究会は 3 年目に入り、今日で 8 回目を迎えた。リユースをひとつの産業として育てるための基礎的な研究をこの研究会で行いたい。
- ・ 新規に委員になられた方からご挨拶をいただく。

### 【杉委員】

- ・ 日本リユース業協会は、ブックオフやハードオフなどのリユース企業 16 社から成る協会である。参加企業には上場企業が多く、市場の売り上げの 27%を占めている。今後も業界の発展に取り組みたい。

**【波多部委員】**

- ・ 日本リユース機構は、主に非上場企業から成る組織で、街中で見られる小規模のリサイクルショップなどが参加している。今後、関連する法律の整備を進めることで、リユース業を社会的に認められるような産業にしたいと考えている。

(1) 平成 23 年度事業の成果取りまとめについて

**【事務局（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 小川）】**

(資料 2 に基づき、説明が行われた。)

(2) 平成 24 年度の実施内容について

**【事務局（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 加山）】**

(資料 3 に基づき、説明が行われた。)

(3) 市町村における使用済み製品リユースモデル事業

**【三橋座長】**

- ・ モデル事業に応募・提案いただいた 3 地域の担当者にお越しいただいている。提案書に基づき事業内容をプレゼンテーションしていただき、委員の皆様よりご意見・ご助言をいただく。

安城市・大府市からのプレゼンテーション

**【安城市（小嶋）】**

(資料 4 - 1 に基づき、説明が行われた。)

泉大津市からのプレゼンテーション

**【泉大津市（丸山）】**

(資料 4 - 2 に基づき、説明が行われた。)

町田市からのプレゼンテーション

【町田市（高梨、谷）】

（資料4-3に基づき、説明が行われた。）

【三橋座長】

- ・ 3地域のモデル事業について、ご意見・アドバイスをいただきたい。

【杉委員】

（安城市・大府市について）

- ・ 連携予定であるネットオフは日本リユース業協会の正会員であり、ネット販売・買取りで実績がある。
- ・ 宅配買取りは利便性が高く、消費者に受け入れられやすいが、その宅配費用が消費者負担となる場合には廃掃法上の取り扱いが課題となる。
- ・ また、古物営業法上、宅配買取りにおいても本人確認が必要であるため、その確認のための手間がかかり、コストが高くなる。単価が低いものはリユースされにくくなるという課題があり、宅配リユースを進める上では障壁ともなりうる。
- ・ これらの法令に関する改正・緩和など、廃掃法であれば環境省の管轄かと思われるが、何らかの対策を考えていただきたい。

（町田市について）

- ・ 町田市の「リユースの日」を定めてリユースを進めるのはとても良い取り組みと感じている。環境省が主導してくれるのであれば、リユース事業者が連携して協力することもできると考えている。

【手塚委員】

（安城市・大府市について）

- ・ モデル事業における行政の役割はどのようなものか。また、参加者それぞれの役割は具体的にどのようなものか。

【佐々木委員】

（安城市・大府市について）

- ・ 電気製品を回収、リユース・リサイクルの対象にするということであるが、小型家電リサイクル法との関連及び廃掃法における位置づけをどのように考えているか。小型家電リサイクル法においてもどのように回収するかが課題となっている。
- ・ 電気製品の引取り時における個人情報の取り扱いはどのように対応するのか。

（泉大津市について）

- ・ 従来の掲示板を活用した情報交換から、今後はマッチングに拡大するということがであるが、市で申し込みを受けつける体制はどのように考えているか。また、トラブルがあった場合の市の立場はどう位置づけているか。

（町田市について）

- ・ リユース品の判断基準は、使えるものか否かではなく、売れるものか否かであるという業界の主張があるが、受け取りの際に商品価値をどのように判断するのか。まずは使えるものを受け取るということなのか。
- ・ まちだエコライフ推進公社と連携するとのことであるが、リユース事業者との間における商品の引渡し、配送に関する費用負担はどうなるのか。
- ・ 「おもちゃ」を対象としているが、電気製品を含むのか。

#### 【加藤委員】

- ・ 市川市清掃公社でもリユース事業に取り組んでいる。対象とする品目では、今回のモデル事業で取り上げている小型家電製品、自転車は、品質保証が難しいことを理由に対象にしていない。小型家電製品については、引き取って使用できない場合の対応や体制が課題となっている。
- ・ 市川市では、自転車は市内の自転車業界のなかにリユースに取り組むグループがあるため、競合関係となることを避け、対象から外した経緯がある。対象品の競合の有無についても確認されるとよい。
- ・ おもちゃの取引などは、トラブル対応をどこまで行政ができるのかという問題があるため、斡旋の責任について問われることも念頭に入れて、体制を考えたほうがよい。

#### 【服部委員】

(安城市・大府市について)

- ・ 小型家電リサイクル法とリユース事業との境界をどのように設定するのかをお聞きしたい。小型家電リサイクル法はレアメタルを取り出すことが主な目的であるが、その過程には回収を含めて手間がかかる。リユースとして使用可能なものと、リサイクルするものとの選別はどのような体制・どのような判断で行うのか。
- ・ 事業の実施には住民・消費者の協力が大前提であるが、住民の負担はどのようなものか。宅配料金は着払いなのか、自己負担なのか。対象品が売れた場合は、消費者が販売費用を受け取ることになるが、これらの手続きはどのような体制で行うのか。

(各自治体について)

- ・ 市民啓発をちらしで行う場合、ちらしを見逃すとモデル事業に参加できないことが懸念されるが、恒常的な啓発は今後どのように行うのか。

#### 【経済産業省リサイクル推進課(瀧屋)】

(泉大津市について)

- ・ 家電製品を対象外としているのはなぜか。売り先は、リユース事業者と個人のどちらを想定しているか。

#### 【手塚委員】

(泉大津市について)

- ・ 受け渡し及び料金の支払いを「私人間」としているが、市から相手方への情報提供はどのようにして行うのか。
- ・ ちらしの全戸配布はどのような方法で行うのか。
- ・ 市民がリユースの申し込みを行っても引き取り手のなかった不用品は粗大ごみとして処理することになる可能性があるが、再度粗大ごみを廃棄するための手続きは必要とされるのか。市民の二度手間を避けるために、リユースへの申し込みによって粗大ごみの申し込みを兼ねることは可能か。

(町田市について)

- ・ 他地域に比べリーズナブルな予算設定となっているが、その他の費用等は通常業務で対応できるということか。あるいは、追加的予算が必要になる予定はあるか。
- ・ 収集・持込の粗大ごみには、すでに再生販売を行っているもの以外にも市場価値のあるものが存在すると補足資料にある。その例として自転車が挙げられているが、自転車以外に想定している市場価値のあるものはあるか。

#### 【藤田委員】

(各市町村について)

- ・ リユースの推進には、必ず廃掃法が障害になる。一般廃棄物の収集運搬許可に基づいて、料金を受け取った上で一般家庭から不用品を搬出することを、廃掃法上認めていただきたい。
- ・ 具体的な例としては、家庭にある大きなソファやたんすをリユース事業者が外に運び出すことができないという課題がある。これらの家具をリユースするためには、搬出のコストを含めると買取りが難しく、消費者に料金の支払いが発生してしまうことで廃掃法上問題となる。リユースするために消費者からお金を受け取っても問題ないとはできないか。現状では、便利屋が家のなかに入って料金を受け取って運び出すなど、違法な処分が行われている。一般廃棄物収集運搬許可の拡大を図り、厳重に管理させるという対応を行うことができないか。

#### 【三橋座長】

- ・ 各質問に回答いただきたい。

#### 【大府市(伴)】

- ・ 地理的には二市は隣接していない。ネットオフの本社が大府市にあることから、連携しての提案となった。モデル事業は、環境省の補助が終了した後も継続するために、ビジネスとして成立する方策を考えた提案としている。
- ・ 役割分担については、行政はリユース製品に対する責任になるべく介在しないという考えから、PR のみの役割を担う。ネットオフは、すでに古物営業法の許可を取得し、書籍、貴金属、CD等を個人から宅配で買い集めてリユースを行っている。各品目のリユース・リサイクルの可否の判断と、リユースの役割を担う。

- ・ ネットオフでリユースできないと判断されたものは、リサイクル可能な業者に引き渡してリサイクルする予定である。小型家電リサイクル法案を契機として、新たな小型家電リサイクルビジネスの創出と、自治体のごみの減量や最終処分場等の延命化を目的として関係者で協議を開始した。
- ・ 宅配の費用は、事業者の負担で行う。本事業をビジネスモデルとして確立し、回収量を増やしたい。
- ・ リユースできると判断されたものは、査定に基づき提供者に買取り料金が支払われる。リユースできない場合は、リサイクル業者に引き渡すことになる。
- ・ 個人情報の取扱いは、携帯電話ショップが行っているように、「責任を持って処分する」という了解のもとで実施する方法で対応する。提供者が心配であれば、物理的に破壊された状態での排出を推奨することになる。
- ・ 廃掃法上の解釈については、環境省に確認をいただきたい。

#### 【安城市（小島）】

- ・ 収集したもののリサイクル処理先の確認は、本モデル事業においても市の役割になる。

#### 【泉大津市（丸山）】

- ・ モデル事業の実施期間中の申し込みの受付体制は、すでに同様の取り組みを行っている市民団体とその所管課と連携し、環境課で受付を行う体制を整える。窓口での受付も含め、インターネット等を活用することを検討している。
- ・ トラブル対応については、あくまで私人同士の取引を前提としているので市は関与しない予定である。ただし、昨年は市でリユースショップの紹介・啓発を行ったが、引き取りできなかったことについてのクレームが市に寄せられたこともあるので、今後起こりうる問題を想定して対処したい。
- ・ 対象品から電気製品を除く理由は、今回の取引は私人間を想定しており、品質保証が私人間では困難であると考えているためである。
- ・ 市民が「商品価値がある」と思っても、業者からは「商品価値がない」と判断されることがある。例えば、粗大ごみとしてまだ使えるゴルフバックを申込んだ市民に、リユースショップを紹介したが、デザインが古いという理由で 10 円の買取りとなったことがあった。粗大ごみの処理費である 500 円に比べれば安価であったため市民には喜ばれたが、デザインが古くても私人間では使えるものはある。商品価値のあるものについては、昨年同様にリユースショップの使用を啓発する。
- ・ 情報提供の方法は、売主はネットまたは窓口で住所・名前・連絡先の情報を管理者である市に提供する。その際に、市は買主への情報提供を行うことについての同意書を得る。同様に、買主には売主に情報を伝えることについての同意書を得る。ホームページや掲示板には個人情報掲載しない。
- ・ ちらしの全戸配布は、シルバー人材センターを活用する。
- ・ 3ヶ月掲載しても交渉が成立しない場合には、粗大ごみの手続きが改めて必要となる。

- ・ ちらしの配布以外の啓発としては、関心の高い子育て世代との接点である保育所、PTA関係や、ごみの減量出前講座などでPR・啓発を行う予定である。

#### 【町田市（山岡）】

- ・ 「売れる」「売れない」の判断については、公社と連携して長年実施している収集・持ち込み品の修理販売の経験を活かしたい。これまで取扱いのない製品については、リユース業界の方からの協力を得たい。
- ・ 町田市が品物の引渡しに伴う運送を行うことは考えていない。現状、連携するリユース事業者が決まっていないため、近隣であれば町田市で対応することも考えられる。
- ・ おもちゃや自転車の品質保証は、ノウハウのあるリユース事業者と協力して解決したい。
- ・ 自転車の他に市場価値があると予想されるものについて、例えば、釣りの道具など、専門的な商品を扱っているリユース事業者が参加してくれれば、拡大ができると思う。
- ・ 市民への恒常的な啓発は難しいが、月3回の市の広報誌、環境広報の2つの紙媒体によって行うほか、町内会、自治会の推薦による廃棄物減量等推進員等を通じて紹介する。どの啓発方法が市民に効果的であるかについても検証・調査したい。
- ・ すでに町田市にあるものを活用して事業を行う。事業予算は紙代が主な支出である。これ以上の費用の有無については、連携先のリユース事業者が決まっておらず、プランが固まっていないところではあるが、出来るだけお金がかからないように進めたい。

#### 【三橋座長】

- ・ 今後、モデル事業の実施状況、課題、成果など、環境省を通じてご報告いただきたい。
- ・ リユースの推進には、廃掃法の運用上の課題の検討が必要となってくる。モデル事業の中で、課題となる事項を具体的にご指摘いただければ、国の政策にも反映できる。

### (4) 新たな循環型社会推進基本計画におけるリユース

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料5-1、5-2に基づき、説明が行われた。）

#### 【田崎委員】

- ・ 現在、循環基本計画の指標づくりの検討会に委員として関わっている。
- ・ 従来の計画では、リユースの意識と市場規模の2つがリユースの推進を図る指標として設定されている。事務局より示されたたたき台は、さらにリユースを進めるために必要な指標を検討したものである。
- ・ まず指標として「測りたい」「知りたい」「知らせるべき」という事項のリストアップを行うことが大切であり、次に事業者、自治体から調査に協力できる事項を抽出していただければ、実際に計測可能な指標が明らかになる。
- ・ 現在、「リユースを阻害している要因は何か」として「その取り組みを促進する指標は

何か」について検討することが重要である。例えば、資料 5-2 の 3 枚目によると消費者が安心してリユースを行いたいというニーズがあることが明らかになっているが、安心を確保するためにどのような取り組みを行うのか、取り組みを促進するための指標は何かを考える必要がある。

- ・ 今回の指標には、効果が不明な取り組みも含まれている。これは、参考資料 5 に示したように、取り組みの成果が計測可能な段階（フェーズ）に至るには時間がかかることから、現在の段階は取り組みの成果ではなく、どれだけ取り組みが行われているかを測る段階であると考えているからである。取り組みが進んだ時点で、次の段階の指標に変更する方法もある。現在がどの段階であるかということも踏まえた議論が行えるとよい。

#### 【三橋座長】

- ・ 事務局の説明及び田崎委員のご説明を踏まえ、ご意見があればこの場でご発言いただきたい。この場ではなく、後ほど資料を点検していただいたうえで、環境省・事務局へご連絡をいただいてもよい。

#### 【杉委員】

- ・ 当協会では、リユースの市場規模について商業統計を参考にして算出しているが、この方法が適切であるのかわからず、疑問を感じている。
- ・ リユース企業によっては、“オークションの売上高”にネットオークションの売上高のみを計上している場合と、店舗でのネット販売の売り上げも含めている場合もあり、これらは厳密に整理されていないこともある。推計時には重複しないよう留意が必要である。また、リユース事業者によっては業者間の取引が多い場合もあり、同様に重複への留意が必要である。
- ・ 統計の利用には重複の課題が多いので、資料 5-2 で提案されているように消費者に直接アンケートを行うことも 1 つの方法である。

#### 【三橋座長】

- ・ 業界団体への参加企業数なども業界の変化を知るためには重要である。ただし、その規模が商業統計の数字と照らし合わせて適切かどうかはチェックする必要がある。一步踏み込んだリユース指標があるとよい。

#### 【波多部委員】

- ・ リユース推進の阻害要因としては、廃掃法の制約によりリユース事業者が一般家庭から商品を搬出できないことがある。一般市民、特に高齢者の搬出に対する意向を調査し、法律の見直しの参考にするとよいと考える。

#### 【藤田委員】

- ・ 「リユース」という言葉は、リサイクル推進の一部として位置づけられている印象があ

り、広く認知されているかは疑問である。リユース推進法の制定となると時間を要するので、環境省内においてリユース促進室という組織を立ち上げるなど、「リユース」という言葉のPRを積極的に行っていただきたい。ご出席の自治体にも同様のことをお願いしたい。

【三橋座長】

- ・ 市町村ではリユースという言葉が積極的に使用しているか。

【各自治体】

- ・ 現在は、積極的に「リユース」という言葉を使用する動きはない。

【三橋座長】

- ・ 「リユース」という言葉の使用状況も、指標になりうるかもしれない。

【服部委員】

- ・ リユース事業者が引越し時の不用品引取りの提案を行っているが、国は不法投棄や不適正処理の観点から規制を強化する動きのほうが強いのではないかと。不法投棄の防止は大前提であるが、優良事業者を応援することも重要であり、規制強化のなかでリユースをどう促進するのかということについて、国は具体策を示していない。
- ・ 国際資源循環における輸出についても規制強化の動きがあるが、私が所属する団体では優良事業者がグローバルな視点で適正に事業を展開していることをアピールする活動を行っている。
- ・ 輸出業者などの取り組みについて、具体的な話を聞く機会を本研究会でも設けていただきたい。

【田崎委員】

- ・ リユースの促進には「リユースできるものを集める」と「リユース品を買う」という、2つの側面がある。
- ・ 現在廃棄されているものから「リユースできるものを集める」には自治体の役割が大きいが、多くの自治体は廃棄物行政とリユースとの間に距離を感じており、今後自治体がどのくらいリユースに関わるかが重要な指標になると考える。
- ・ 「リユース品を買う」ことについては、資料5-2にあるように、安心してリユース品を買えることが求められており、消費者の不安を払拭するためのリユース業界の認証制度などが10年前に比べて進んできている。この取り組みの広がりを計測する指標が重要であると考えている。
- ・ リユースの市場規模の拡大には、これまでの一般消費者に加え、自治体や国等が必要に応じてリユース品を購入することも重要であるため、リユース品の調達状況の指標も重要である。

- ・ リユースを進める理由に関する指標が不足している。天然資源の有効使用、天然資源の消費抑制について測るために、各品目における中古品の使用割合、中古品利用による使用期間の長期化などについても指標に加えると良い。これらの指標により、紙、鉄などの使用抑制を国レベルで推計することができる。

(5) 今後のスケジュール

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料 6 に基づき、説明が行われた。）

(6) 閉会

（以上）